

經濟叢論 每月一冊發行  
 第十四卷第一號 昭和十三年七月一日發行  
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

# 經濟叢論

號一第 卷七十四第

行發日一月七年三十和昭

論叢

「むすび」の道と統營經濟……………經濟學博士 作田莊一  
 清算貿易制の諸形態……………經濟學博士 谷口吉彦

時論

戰時の農業政策……………經濟學博士 八木芳之助  
 消費節約に就いて……………經濟學士 柴田敬

研究

ナチス革命の原理と價値の轉換……………經濟學士 中川與之助  
 生命保険料の一考察……………經濟學士 近藤文二  
 資本の流動化と再投資に就て……………經濟學士 有井治

說苑

日本莊園の構造……………經濟學士 江頭恒治  
 貿易理論について……………經濟學士 松井清  
 貨幣の本質と價値……………經濟學士 岡橋保  
 問屋制工業の資本主義的性格……………經濟學士 堀江英一

附錄

彙報  
 外國雜誌論題

(禁轉載)

## 日本莊園の構造

江頭 恒治

### 一 緒 言

我國の莊園は大體に於て獨逸の Grundherrschaft 英吉利の Manor 佛蘭西の Seigneurie に該當する一種の大土地所有制にして、その完成せる形態に於ては不輸・不入の特權を有するのが常であつた。不輸とは政府に租税を輸せざるの謂ひにして、不入とは官吏の入部を拒否するの權利、即ち政府の行政・司法權の及ばざることを意味する。しかしながら、莊園は初めからかくの如き完全な特權を享受してゐたのではない。永き歴史の進行の中に徐々に完成形態にまで到達したのである。

莊園の源流は大體に於て二つある。一は墾田の私有地化せるものであり、他は既墾の國有地の私有地化せるものである。大化改新後の田制は一口にいへば土地國有主義であり、全國の土地の總ては國家の有として人民の私有を許さず、たゞその用益權のみを六年一班の口分田制によつて人民に許與するの定めであつた。しかし開墾獎勵の必要は、この制度に除外例を設くるの已むなきに至り、墾田に限り次第に永世私有の公認を與へることゝなつた。とはいへ墾田は未だ輸租田である。國衙に對する租税納付の義務より解放されたわけではない。それが何

時の間にか半不輸租田となり、遂に全不輸租田と變つてゆく。この轉化の過程に於て大きな槓杆としての役割を演じたものは、律令制下の特例たる職田及び神田・寺田等の不輸租田であり、後に至つては勅旨田であつた。大小の墾田はこれらの不輸租田に合體することによつて不輸の特權を獲得する。事態かくの如きに至れば爾餘の公領地も亦私有地化の過程を辿り、既に成立せる私有地は出作・加納等の形式で自己を擴張してゆく。

敍上の如くにして不輸の特權を獲得し莊園の形態を整へ來つた私有地は、更に不入權の獲得へと進む。不入權の獲得はもとく不輸權の確立にその基礎を置く。即ち輸租田である限り、土地丈量のために入り込む政府の檢田使及び租稅收納のために來る收納使の入部を拒み得ざるは勿論であるが、既に不輸租田化した以上、これらの官使の入部は不必要化するのみならず、上地・貢租の問題を繞つての紛紜に關しても政府の司法權の發動を許さざるに至る。司法權の發動を許さざるに至つたものは、やがて行政權の干涉をも拒否するに至るのは自然の勢であらう。こゝに不入權の確立を見るのであるが、かくの如き事態が起り得るためには、その前提として莊園内部に於ける私的な兵事・警察の備へがなくてはならない筈である。事實、不入權の確立は莊園の自主的な兵事・警察の整備の後に行はれたのである。上述の不輸權の獲得が原則として政府の認可の下に行はれたのに對して、不入權は自然暗黙の推移の中に獲得されたところにその特色がある。

大略以上の如くにして莊園は不輸不入の特權を有する大土地所有制として完成されてゆくのであるが、土地に現れたかくの如き變化は、反面からいへば公民の私民化であつた。元來大化改新は公地公民主義により前代氏の上的有せる私地私民制を否定せるものであるが、大化改新の精神により規定せられたる令の制度は、今また莊園

の勃興によつて更に否定せられて私地私民の制度に復り行く。莊園の勃興は中央政府から見れば、單にその支配權の縮少たるのみならず、財政的にも大きな打撃を與ふるものであつたから、延喜年間以降屢々令を下してその整理策が斷行せられた。にも拘らず、莊園は増加する一方で、國衙の威令は行はれず、その行はれる範圍は次第に縮少し、やがては國衙領自體すら莊園化の過程を辿り、全國殆んど莊園化するの觀を呈した。かの藤原兼實が『抑我朝者、偏依<sub>レ</sub>莊園<sub>ニ</sub>滅亡者也』と慨歎したのは、實に王朝末期のことであつた。

以上如き莊園の成立・發展の過程を具體的に論證することは、極めて困難な問題であると共に、また非常に興味ある問題であるけれども、今はこれに立ち入る餘裕はない。當面の課題は、かくて完成されたる莊園の構造を究明することである。莊園の發生・成熟・没落の流れを、その最も成熟せる時點に於て切斷し、その斷面圖を示すことである。周知の如く我國の莊園は平安中期頃より發達に向ひ、その後期に於て成熟し、室町末期に至つて崩壞した。従つて以下述べんとする莊園の構造なるものは、大體に於て、その最も成熟したと思はれる平安末期より鎌倉初期にかけてのそれである。

## 二 莊園の構造

既述の如く我國莊園の系統は、墾田の私有地化せるものと、既墾の國有地の私有地化せるものとの、二つに大別し得られるが、しかし等しく墾田といつても、それには宮廷貴族や有力社寺の大規模開墾によるものもあれば一般百姓の零細な開墾地もあり、また既墾の國有地にも種々な類別があつて、その系統の異なるに従ひ、その内部

1) 玉葉、第一、承安三年十一月十二日條(國書刊行會本、329頁)

の構造も亦自ら異なるものがある。尤も系統の相違に基く内部機構の相違は、莊園完成期に近づくにつれて次第に同質化する傾向はあつたけれども、それでも尚ほ多少の差異に存在した。のみならず、莊園領主の相違及びその存在する地域的特徴等に基いて、各個の莊園の間には大なり小なりの差異があつたのは否み難い。従つて一概に當時の莊園の構造はこれである、と提示することの困難は筆者と雖も知悉するところであるが、それにも拘らず一應の見當をつける必要も痛感する次第であるから、こゝでは大體に於て各種の莊園に共通なりと思はれるものしかしてその最も單純な形態と考へられるものをとつて概説するに止めたいと思ふ。

(一) 莊園の構成要素 莊園を構成するものは人と物とである。即ち如何なる種類の人々と如何なる種類の物とが如何様に結びついてゐたかを究明することが、結局莊園の構造を明かにする所以であるが、こゝでは便宜上先づ莊園を構成する人と物とを區別し、それらが如何なる性質のものであつたかについて述べることにする。その相互の結びつきについては、行論の間に自づと言及するであらう。

最初に人であるが、莊園を構成する人々は大體に於て領主と莊官と莊民の三種から成り立つてゐた。領主はもとより莊園の所有者であるが、この所有者たるものは當時主として公家と社寺であり、後に至つては武家も亦自己の莊園を有するに至つた。領主のかくの如き身分的相違に基いて、莊園にも亦公家領莊園・社寺領莊園・武家領莊園の相違を生じ、各々特異の性格を有したものであるが、こゝではこの問題には觸れない。これらの領主は初めは單に私有地の所有者たるの性格を有するに過ぎなかつたものであるが、莊園が發達して不輸入の特権を有するに至れば、領主の權利内容も昇格して領有權的色彩を帯ぶるやうになつた。莊園の存在が國中國あるの觀

を呈したはこの段階に於ける現象である。しかし莊園の設立には政府の認許を必要としたし、且つ既設のものとも雖も尙ほ多少とも政府の支配下に立つてゐたので、完全に政府の統治外に逸脱したわけではない。

莊官は領主の命により莊園の土地及び人民を支配するために設けられたる支配管理の機關であるが、これについては次節に譲る。

莊民は領主の土地を借耕する百姓にして、領主と共に莊園構成の不可欠な人的要素である。莊園の成立系統の相違により莊民の性質も多種多様であるが、莊園が完成形態に近づき領主権の内容が領有権的色彩を帯ぶるに至つた頃には、莊民の間にも一般に地主と作人との分化が生じたものと見てよい。以上は普通の莊民であるが、この外に尙ほ隷屬莊民の一團が存在した。隷屬莊民にも大體二種ある。一は鍛冶屋・土器師・皮染工・紺搔工・檜物師等の工匠であり、<sup>1)</sup>他は下人と呼ばれる耕作乃至雑役の奉仕者である。工匠は莊園そのものに屬してゐたこともあれば、莊官乃至有力地主に隷屬してゐた場合もある。下人の所有者は莊官地主等であり、彼等は全く人格を認められず、その所有者によつて相續・賣買・質入せられた。<sup>2)</sup>當時の地方豪族の生活は實にこれらの隷屬民の勞働の上に築かれてゐた。「宇津保物語」に見ゆる紀伊國牟婁の長者種松のフロソフには作物所・鑄物師所・鍛冶屋・織物所・染殿・掃物所・張物所・縫物所・絲所等が附屬してゐて、多數の隷屬工匠が種々の手工的生産に従事してゐた様が窺はれるし、「今昔物語」にある利仁將軍の話を讀めば、當時の土豪が如何に澤山の下人を驅使してゐたかゞ想像される。話の筋は次の如くである。利仁は弱冠にして京都に出で攝籙家に仕へてゐたが、同じくそこに仕へて居つた五位の侍が暑預粥を飽きる程食べて見たいといふ述懐を洩らしたのを聞いて哀れと思ひ、越前なる舅の有

1) 高野山史編纂所編、高野山文書、第5卷156乃至170頁

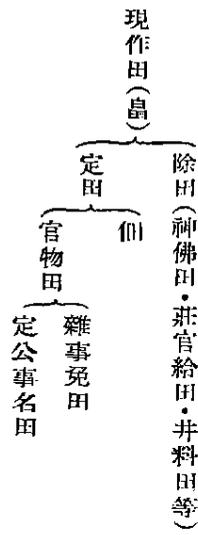
2) 拙稿、下人考、彦根高商論叢、第23號

仁の邸に同伴し、その夜は歡待して寢に就かせたが、夜半彼の貧乏五位がふと目を覺ますと、家の後に聲あつてこの邊の下人ども承れ、明朝卯時までに切口三寸長さ五尺の暑預各一筋づゝ持ち參れと叫ぶのが聞えるのである。何事かと怪しみながら侍は寢入つたが、翌日起きて見れば、切口三寸長さ五尺位の暑預が有仁の家の前庭に持ち運ばれ、四五枚の長筵の上に軒に達する程の高さに積み上げられ、二十人ばかりの男女がこれを粥に作つてゐるのであつた。さすがの暑預好きもこれには呆れて一椀を喫することもできず、夜前叫んだ聲の及ぶ限りの下人どもも持つて來ただけでも、かくの如く多いのであるから、その他の従者の如何に多いか思ひやられるといつて驚いたといふのである。この話がどの程度まで事實を傳へてゐるかは分らないか、以つて當時の土豪の生活を偲ぶに足ると思ふ。多數の隸屬工匠や下人達を思ふが儘に驅使し、それによつて家産經濟の自給性を維持せしところこそ、最も濃厚なる莊園的色彩の漂つてゐるのを見るのである。

莊園を構成する物的要素中の主要なものは勿論土地である。一の莊園は他の莊園または公領との境界を明確ならしむるために所謂四至を定め榜示を打つのであるが、この四至内の土地が當該莊園の範圍である。この範圍内の土地には既墾地と未墾地との別があつた、既墾地は通常莊園村落に接近して存在し、未墾地は邊周部に在つたと考へて差支へない。未墾地は當時空閑地といはれ、これは山林曠野等より成り、一般に共同利益地として莊民の入會を許されてゐた<sup>3)</sup>。既墾地はその中より洪水其他自然的災厄のために不作となつた田畠を除外し、その残りが所謂見(現)作田(畠)である。現作田のうちには除田と定田とがある。除田とは莊園領主が年貢其他の雜税を免除したる土地であり、これには莊内の社寺に與へたる神佛田や莊官に給料として給與したる莊官給田、及び治水

3) 西岡虎之助氏、莊園制の發達、19頁(岩波講座、日本歴史)

灌漑等水利土木の費に供するためその收穫を蓄へおく井料田等があつた。定田は更に佃と官物田との二種に分れてゐた。佃は領主の直轄地であり、その耕作は各莊民の負擔として課せられる。官物田(畠)は官物即ち所當(年貢)を課徴する田畠であるが、これにも年貢のみを徴収する田畠と、年貢の外公事・雑公事までも徴収する田畠との二種があつた。前者が所謂雜事免田(雜免・給名)であり、これも多くの場合莊官の俸給田として給與せられたものである。後者即ち年貢及び公事・雑公事共に負擔すべき田地、これが莊園の大部分を占めてゐて、一般莊民の借耕する普通の土地である。以上説くところの田畠の種類を表示すれば次の如くなる。



(二) 莊園の支配管理機構

莊園は結局領主と莊民との支配被支配の關係にその基礎を置く。されば領主はその土地を耕作する莊民を管理するための機關を設置しなければならない。莊園領主の多くは宮廷貴族若くはそれに準ずるものであつたが故に、その住宅は主として京都にあつた。莊園の所在地は全国各地に涉り、一の領主の莊園は一の地域に纏つて存在するといふ如き、存在の仕方ではない。所謂散在所有制であり、一の領主は數個の莊園を所有するのが常であり、それは全国各地に散在してゐたものである。従つて領主自らこれが支配管理を行ふことは不可能である。必ず管理機關の設置を必要とするわけである。今理解に使ならしむるために普通一般の莊園に於ける管理系統を次に表示しよう。

4) 寶月圭吾氏、井料の研究、歴史地理、第69卷第1・3號



預所は一莊園に於ける最高の管理機關にして、領主の委任を受けて莊園管理事務の全般に涉つて領主のためにこれを代行する者である。しかしして預所は領主の居住地に居住するのが普通であり、従つて莊園現地に在住したのではない。現地駐在の役人が所謂狹義の莊官である。預所は現地の莊官と聯絡をとるために屢々その代官を現地に派遣した。預所代といはれるものがこれにして、莊民並に莊官等はこれを御使と敬ひ呼んだものである。現地に駐在する莊官の名稱は莊園の系統如何により、または地方的差異に基いて、種々雑多であるが、大體に於て前表に示す下司・公文・田所・追捕使の四種が普通であつたと見てよい。このうち下司は莊官中の長官ともいふべきもので、現地に於ける莊務の一切を綜括した。莊園統治の官廳たる莊家は普通下司の邸宅内に設けられてゐて、一に公文所とも呼ばれた。公文は書記ともいふべく、田所は田地管理人、追捕使は當今の警察官に大體當る者であらう。この他尙ほ莊官に準すべきものに問丸があつた。問丸は莊園で徴收した年貢其他を領主の邸宅まで運搬すべき責任者で、海路による場合には別に梶取なるものが置かれてゐたこともある。以上の莊官は要するに莊園内の治安を維持し、田畠を檢校し、貢租を取り立て、領主に納付するための機關に外ならなかつた。

しかしこゝに注意すべきはこれらの莊官は多く地方の土豪即ち地主(名主)を以つてこれに充てたといふことで

ある。土豪のうちには數個の莊官を兼ねたものも無論あつた。前に述べた牟婁の長者種松とか利仁將軍の舅有仁とかはかくの如き類のものであつたと思はれる。彼等の有する廣大な名田は一般莊民をして下作せしめた場合もあつたし、また既述の下人を驅使して自營した場合もあつたであらう。しかして彼等は地主たるの反面に於て、また武士的性格をも有してゐた。一家一門の他に殿原と稱する郎従が彼等と主従關係に於て從屬してゐたが、この殿原自身亦一個の小地主で、莊園内に於ける特權階級として羽振りを利かせてゐたものである。<sup>5)</sup>

絨上の莊園管理の諸役人は、領主に對して管理の義務を負擔する報償として、それ／＼一定の得分權を與へられてゐた。領主に上納する貢租と莊官の得分とは、もとより悉く莊民の負擔するところである。領主への貢租は大別して年貢(官物・所當)と公事と夫役との三種となすことが出来る。年貢は田畠に課する正税であり、賦課率は莊園によりまた田品によつて必しも一樣ではなかつた。例へば備後國太田莊では三斗代以下八色の斗代が定められてゐたに對し、<sup>6)</sup>若狹國太良莊では一石代より三斗代まで十四種の差等が設けられてゐた。<sup>7)</sup>領主の収入はこれらの官物田よりの年貢の外、更に前述の佃よりの収入があつた。佃よりの収入は單位面積について見れば、官物田より遙かに大であつたのは勿論である。<sup>8)</sup>公事は種々の雑税であり、課税物件・課税標準共に區々にして、中には人頭税的なものも存在した。公事として徴收されたものは米麥以外の農産物・林産物・水産物及び莊民が農耕の餘暇に生産せる手工的製品等であつた。夫役は力役であり、勞働力そのものゝ給付である。これを廣義に解すれば前述の佃耕作の如きも勿論この中に含まるゝわけであるが、この外にも尙ほ種々の雑役に驅使するために夫役を課したものである。一例を擧ぐれば山城國乙訓郡久世莊にては一町別月に四日の夫役が課せられてゐたし、<sup>9)</sup>備後

5) 拙稿、殿原考、經濟史研究、第19卷第1號

6) 拙稿、備後國太田莊の研究(上)、經濟史研究、第39號

7) 清水三男氏、中世に於ける若狹太良莊の農民、歴史と地理、第29卷第4號

8) 佃に關しては、澤田吾一氏、莊園經濟及び佃、史學雜誌、第41編第3號、及び水上久氏、莊園に於ける佃に就いて、歴史學研究、第7卷第5號、西岡虎之助氏、中世莊園内に於ける土地配分形態、史苑、第10卷4號、參照 9) 澤田吾一氏、前掲論文

國太田莊にては順夫一町別一人、脚力二十町別一人、外に馬も亦傳馬として二町別一疋の割で徴發せられることになつてゐた。<sup>10)</sup>

莊官の得分は莊園の大小により、またその地位の相違によつて、これ亦種々であるが、大體に於て加徴米と公事と給田・給名とより成つてゐたといつてよい。加徴米とは領主の正租即ち年貢に對する賦課税であり、その率は凡そ段別五升乃至五合、公事は領主の場合と大同少異である。給田は俸給田として領主への課税一切が免除されたもの、凡そ二・三町から四・五段程度、給名は公事・雜公事のみが免除された土地で、この面積も亦大體給田に準ずる。以上の外、莊官に對しても夫役課徴權を許した場合もあれば、また檢斷の得分といつて莊内犯罪人を財産刑に處した場合に、これを莊官の得分として分割することも行はれてゐた。尙ほ高野山領莊園に於てはこの外に免家なる一定數の百姓を莊官身邊の雜事及びその名田の耕作等に驅使するために、宛給することも行はれてゐた。<sup>11)</sup>以上の如きが莊官の得分の大略であるが、現地駐在の莊官にあつては、その實力を行使して規定以上の得分を貪り、また莊民を不當に驅使し、ために莊民はその負擔に堪えず、逃散を企てた如き場合も少くはなかつた。上述の如き普通の莊官の外、准莊官ともいふべき問丸及び梶取に對しても一定の得分を與へたことは勿論で、既述の隸屬工匠にして莊園に直屬する者にも亦給田或は給名を與へたものである。

以上述ぶる領主及び莊官の得分の總ては結局莊民の負擔となるわけであるが、然らば一體全收獲の幾割が莊民の手に残り、幾割だけが上納せられたであらうか。屢々辯明せしが如く莊園はその成立系統の差違によりまた地方的な相違によつて、著しく事情を異にしてゐるので、一概にこの割合を算定することは、困難でもあり、冒險でもある。しかし大體の見當をつける参考として、暫く自分の考へを述ぶることを許されるならば、私は凡そ三

10) 拙稿、前掲備後國太田莊の研究(上)  
11) 拙稿、免家考、經濟史研究、第18卷第2號

公七民の割合ではなかつたかと思ふ。即ち全收穫の約三割が領主並に莊官の得分として上納せられ、七割が莊民の手に残つたものと考へる。しかし莊民中には既に階級の分化が生じ、地主と作人との別が存在したるが故に、この七割の全部が實際耕作者の手に残つたわけではない。否、實際耕作者たる作人の懐にはいるものは極めて僅少で三割足らずに過ぎなかつた。四割以上は地主の有に歸したものと考へる。<sup>12)</sup>（これは今私の暫定的な見當である。實例による正確な検討は他日を期したい。）されば、三公七民といつても、作人の立場からいへば、七公三民にも當らない程度であつた。しかのみならず、以上はたゞ正租についてののみいへることであつて、貢租の全部についてではない。當時の莊民にとつて最も苦痛と感ぜられたのは、正租よりも寧ろ爾餘の公事及び夫役の義務であつた。このことは莊園文書を読む誰しもが容易に感ずるところであらう。

(三) 莊園に於ける交換機構 上來述ぶるところによつて略々察知し得られるが如く、莊園に於ける經濟は、領主の經濟にせよ、莊官土豪の經濟にせよ、はたまた一般莊民の經濟にせよ、大體に於て自給自足の經濟を營んだものである。しかし生活必需品にして絶対にその土地で産出せられざる如き財に限つては、どうしてもその供給を他領に仰がざるを得ない。かくて鹽・鐵等の如き必需品は早くから商品化してゐたものと思はれる。現に東寺領たる伊豫國弓削島は鹽の莊園として有名であるが、その年貢物たる鹽は淀で賣却されるほか現地の島に於ても代官によつて賣捌かれてゐたのである。<sup>13)</sup> 然らばこれらの財貨の交換賣買は如何なる機會に如何なる方法によつて行はれてゐたかといふに、それは主として市に於てであつた。市は初め不定期市であつたが莊園成熟期にはその大部分が一定の期日に規則的に開かれる定期市と變つてゐた。<sup>14)</sup> さてこれらの市を訪ねる人々は、附近一帯の莊官・地主・莊民を初めとし、また「田舎わたらひ」と呼ばれる、行商人も參集し、鍛冶屋・土器師・檜物師・革工等の隸屬

12) この推算については、前掲澤田氏論文が大いに参考となる。

13) 清水三男氏、鹽の莊園「伊豫國弓削島」、歴史學研究、第7卷第5號

14) 豊田武氏、庄園内の市場、歴史學研究、第7卷第5號

工人達も主家への奉仕の餘暇に製作した種々の手工品を齎らしたものと思はれる。市に於ける交換は初めは生活必需品に限られたであらうが、莊官・地主等の欲望の増進の結果は、次第に種々の贅澤品の賣買も行はれるやうになつた。建武元年若狭國太良莊の百姓數人が近接する今富名遠敷市へ買物に行き、歸途守護代以下の悪黨のためその財物を奪はれたことがあるが、その財物には、絹布・縫小袖・紺布・白布・絹・抽出綿・刀・布・小袖等の名が見えるから、<sup>15)</sup>この頃に至れば早や相當な奢侈品が商品として賣買せられたことが知られる。

交換手段は初めは所謂准絹・准布といふが如き物品貨幣であつたが、次第に銅錢が用ひられるやうになつた。銅錢といつても當時日本に於ては貨幣の鑄造せられたものがなかつたから、それは支那の宋より齎らされたところの宋錢が主であつた。政府は貨幣の使用が物價を動搖せしむるを憂えて初めは錢貨使用停止の方策を採つたが治承三年にはその流通を公認し、嘉祿二年に至つては終に准布をとめて銅錢を用ふべしとの命令を下すまでに至つた。もとより銅錢の普及は地方により遲速の差のあるのは勿論であるが、大體に於て鎌倉中期より益々流通していつたと見て差支へない。<sup>16)</sup>

金屬貨幣の使用が普及すれば交換は益々濶繁に行はれ、莊園領主への年貢も錢納化するに至る。隸屬工匠達が獨立手工業者化への一步を踏み出し、かの問丸が仲繼商業機關としての活動を開始するに至るのは、正にこの時以後の出來事である。

市場の繁昌は莊園領主や莊官・土豪も望むところであつた。彼等はこゝでその購買欲を満足せしむることが出來たし、また市場税を徵收することによつて財政収入を増加せしむるを得たからである。従つて彼等は極力市場を保護し、その平和の維持に努めた。亂暴狼藉の禁止、押賣・押買の禁止はそのため採られた方策であり、公正

價格若くは標準値段ともいふべき『和市』の法さへ、既に鎌倉中期には存在してゐた。

### 三 結 言

敍上の如きが我國莊園のその成熟期に於ける構造の概略であるが、かくの如き莊園を基礎的地盤として我が初期封建の政治的支配體制は打ち樹てられ、その内的構造の變化に伴つて、それはまた後期封建制へと推移していつたのである。然らばこの過程は如何にして行はれたか。以下簡單にこのことについて述べ、以つて本編の結びとしよう。

莊園の勃興は反面からいへば中央政權の弛緩である。中央政權の弛緩は、それが早や國內治安維持の任に堪えなくなつたことを意味する。かくて大化改新と共に布かれた軍團制は、やがて健兒制と替へられ、これを以つて國內治安の維持に當らしめんとしたが、このことは自づと土豪の武士化を招來し、國司の武官化と相俟つて、愈々武士といふ新しい身分が形成せられていつた。これらの武士の間から所謂『兵の家』なる武士の棟梁の家筋が出現した。しかしてこれら武士の間には漸次君臣主従の關係が結ばれつゝあつたが、この關係を結ぶ紐帯となつたものが、即ち御恩奉仕の關係なのである。この際部下への恩給の客體となつたものが、實に前述の莊園に於ける莊官職であつた。武士の棟梁は或は自己の莊園の莊官職に部下を補任することにより、或は他領莊園の莊官職に部下を口入することにより、更に或は部下の既に有する特定莊園の莊官職を保障することによつて、次第にその威勢を張りつゝあつた。かくて武士の間に形成せられた主従關係も、當初は單なる私的關係に過ぎなかつた。然るにその中の最強者を中心とする一聯の主従關係が、やがて全國的に擴充せられ、爾餘のものはこれに包攝統

一せられて行く。こゝに於てか、それはもはや私的關係たることを止揚して既に公的關係たるの性質を帯ぶるに至つたもので、この關係を通じて一國の政治が運営せられるとき、こゝに政治的支配體制としての封建制度が成立するのである。かくの如き擴充の試みは、初め平氏によつて行はれんとしたが、成功を見ずして已み、次いで源頼朝起るに及んで、漸く實現の運びに至つた。頼朝による地頭の口入は即ちこれを意味する。この際所謂地頭とは、一口にいへば從來諸莊園に置かれてゐた下司に代ふるに關東御家人を以つてしたものゝ謂ひである。尤も文治年間に於ける頼朝の地頭口入は莊園領主たる權門勢家の反對のために、一時幾分緩和せられざるを得なかつたが、しかし莊公を論ぜず全國一園にこれを設置せんとの幕府當初の政策は、決して放棄せられたわけではなく、その後と雖も種々の口實の下に次第に地頭口入の數を増していつた。殊に承久役後に至つては所謂新補地頭の補任となり、全國殆んど幕府口入の地頭の存在せざる地なきに至つた。この諸國莊園に於る地頭職に、源氏旗下の御家人を口入する政策こそ、源氏を中心とする主從關係を全國的に擴充せるもので、これを基礎として當時の政治は運営せられた。従つてこの初期封建の體制に於ては、部下に與へられた封土は、土地人民の全的支配權ではなく、莊園に於ける莊官職に過ぎない。莊園領主は依然存在し、たゞ領主の下で莊園の管理を行ふ職權、並にそれに伴ふ一定の得分權のみが、關東御家人に對する恩給の客體となつたものである。こゝに初期封建の特色が存する。

以上の如く莊園を基礎として封建制度が成立したといふことは、莊園自體の側から見れば、それは莊園制そのものゝ變質に外ならない。何故かなれば、從來領主の一元的支配下に立つてゐた莊園が、この時以來領主及び幕府といふ二重支配の下に立たざるを得なくなつたからである。詳言すれば、莊園は從來はその領主によつて一切

を支配せられてゐた。莊園管理者たる莊官は職務上に於ても、身分上に於ても、共に莊園領主の支配を仰がねばならず、また領主の命にさへ忠順であれば、それで足りたのである。若し職務上不實のことがあれば、領主はこれを免黜することが出来たのである。然るに一度び幕府の口入によつて地頭が莊園に補任されてからは、地頭に對する職務上の支配權は依然として莊園領主がこれを有するも、身分上の支配權はもはや領主にはなく、これを左右するものは幕府である。若し地頭が非法を働いても、領主は自己の一存でこれを免黜するを得ない。必ず鎌倉の同意を必要とする。そこで結局、命令系統を異にする二つの支配權が、同時に同一の莊園に及ぶこととなつたのである。このことは莊園そのものにとつては大なる變質といはざるを得ない。

さて莊園の機構が上述の如き變化を遂ぐるに至れば、莊園領主と地頭との對立抗爭が惹起されるであらうことは容易に逆睹し得られるところであるが、事實この變質せる莊園こそは、所務上の問題を中心とする領主對地頭の葛藤を培ふ温床となつたのである。しかしてこの温床自體が既に武士勢力伸張の所産であることは勿論だが、これは亦當然にその勢力をして更に一層進展せしむるに役立つた。鎌倉中期以後の歴史は、實にこの變質せる莊園を背景として演出せられた莊園領主對地頭の鬭争の歴史であり、武士の武力によつて領主の勢力が漸次蠶食壓倒せられゆく過程に外ならない。即ち二重支配の關係は復た一元的支配に歸りゆくのである。が、それは舊の如く莊園領主の一元的支配に復へるのではなく、莊園領主の支配權を驅逐することによつて、武士の一元的支配に向つて歩みゆくのである。この武士支配への一元化は、言葉を換へていへば、大名領地の成立であり、同時に莊園の没落過程である。かくて大名領地の基礎の上に封建制度が移し植えられたとき、そこに後期封建制の成立を見る。従つてこの過程はまた近世封建への移行の過程に外ならぬ。